

意見検討結果一覧表

（案名： 青少年のための環境浄化に関する条例の一部改正について）

番号	意見	類似意見 件数(件)	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	自画撮り被害の防止など今の時代に合うような条例改正に賛成する。	4	改正骨子案の趣旨と同一と考えます。	C（趣旨同一）
2	学校現場やPTA等において、青少年に対し、関係法令や被害の怖さ・重大さ、自画撮りを求められた場合の対応等を理解させる必要がある。	3	教育委員会をはじめ関係機関と連携を図り、青少年に対し自画撮り被害の防止・抑止に関する普及啓発の取組を推進します。 情報モラル教育に係る研修会や各学校の実践の情報共有を推進し、児童生徒がインターネット上のトラブルに対して、情報モラルに基づき正しく判断し対応できる資質・能力を身に付けるよう努めていきます。	D（参考）
3	携帯電話会社や通信サービス提供会社にも責務を担わせるべき。（犯罪に通じる行為の監視や制限、児童ポルノ画像の削除、フィルタリング措置の強化など。）	1	法令（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律）により、青少年確認、フィルタリング説明、フィルタリング有効化措置が義務付けられており、県としては、これらの規定の適正な運用がなされるよう関係事業者に対して要請しているものです。	D（参考）
4	児童ポルノの提供を求める行為に加え、児童ポルノ画像の送信・拡散・保存の禁止、画像削除命令、加害者氏名公表などの対策が必要である。	0	児童ポルノ画像の製造、提供、所持等については法令（児童ポルノ禁止法）において禁止されており、県としては、こうした行為に繋がる可能性のある行為を条例で規制しようとするものです。	D（参考）

5	スマートフォン使用を制限する条例を制定すべき。まず画像データ表示の機能制限について通信会社と話し合うことから始めてはどうか。	0	法令（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律）により、青少年確認、フィルタリング説明、フィルタリング有効化措置が義務付けられており、県としては、これらの規定の適正な運用がなされるよう関係事業者に対して要請しているものです。	D（参考）
6	児童の家庭環境に入り込んだ防止を図れないものか。	0	関係機関と連携を図り、青少年に対する情報モラルの向上や自画撮り被害の防止・抑止に関する普及啓発の取組を推進します。	D（参考）
7	条例から法へ官民・地方公共団体連携して国へ働きかけるべき。	0	これまで、令和2年度に全国知事会から国に対して法制化を要望し、令和3年度から国の法制審議会において刑罰化の検討が行われているところです。 青少年の被害防止に向けては、国の動向も注視して対策を検討していきます。	D（参考）
8	罰則を厳罰化すべきである。 （被害者が受ける苦痛・負担に比べて加害者が負担する罰金の額（30万円）が不均衡である。罰金の引上げや懲役刑とする、など）	4	本県条例における類似の罰則規定や他県の状況との均衡を考慮し、罰金の額を30万円以下とすることが相応としました。	E（対応困難）
9	処罰対象を不当な手段によるものに限るのではなく、正当な理由による手段以外の行為について禁止すべき。	0	青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為を一律に禁止し、このうち特に不当な手段によるものについては処罰対象とすることが相応としました。	E（対応困難）
10	再犯者への厳罰化が必要である。	0	本県条例の罰則規定や他県の状況との均衡を考慮し、刑法第57条に規定する再犯加重は行わないことが相応としました。	E（対応困難）